

現在児童手当を受給している受給者の氏名（児童手当の振込先口座名義人氏名）

岸和田市長 様

額改定認定請求書
額 改 定 届

記入した日付

提出年月日
令和 6・7・10

※受付確認
令和 ・

共済組合員である場合は、ア、厚生年金保険に○をして、該当する共済区分の括弧内にも○をしてください（例：（○）私立学校教職員共済）。
国家公務員共済又は地方公務員等共済に○された方で、3歳未満の児童がいる場合は、健康保険証写し又は年金加入証明の提出が必要です。
詳しくは、別紙「年金加入証明」をご確認ください。

受給者	氏名	(フリガナ) キシワダ イチロウ 岸和田 一郎		住所	〒 596-0000 岸和田市岸城町7番1号 電話 072 (423) 〇〇〇〇	
	性別	男	女	生年月日	昭和 平成	7・4・2
	職業	ア. 被用者 イ. 公務員 ウ. 被用者等でない者				

受給者が加入している公的年金制度の種別についてア、イ、ウのいずれかに○をしてください。

加入している公的年金制度の種別

ア. 厚生年金保険
（ ） 私立学校教職員共済
（ ） 国家公務員共済
（ ） 地方公務員等共済

イ. 国民年金

ウ. その他（ ）

（ ） 直近2か月以内異動あり
※直近2か月以内に就職、退職、異動等により年金資格情報に異動が生じた場合は、括弧内に入力してください

直近2か月以内に、転職や退職等により加入している年金資格情報に変更が生じた方は括弧内に○を記入してください。

厚生年金等の被用者年金制度の加入者は「ア.被用者」
国民年金等は「ウ.被用者等でないもの」
「イ.公務員」を選択した場合は子育て支援課では手続きできません。職場で児童手当の申請手続きを行ってください。

別 増 額 ・ 減 額
は 減 額 の 原 因 と な る 児 童

氏 名	続 柄	生 年 月 日	同居・別居の別	海外留学をしている場合の出国年月	住 所	監 護 の 有 無	生 計 関 係	※児童との関係で、該当する場合に○印
キシワダ ハナコ 岸和田 花子	子	平成 令和 6・7・1	同・別	年 月	同上	有・無	同一・維持	・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母
			同	年 月		有・無	同一・維持	・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母
			同	年 月		有・無	同一・維持	・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母

新たに出生した児童のみ記入してください。既に児童手当の支給対象になっている兄弟については記

受給者からみた続柄です。実子以外の児童を養育している場合は養育申立書が必要です。担当へお問い合わせください。

別居の場合は別居監護申立書が必要です。担当へお問い合わせください。

太枠内の欄（色付きの欄）は記入しないでください。

(18歳に達する日以後最初の3月31日から22歳に達する日以後最初の3月31日までに間にある者)								
(フリガナ)	氏 名	続 柄	生 年 月 日	同居・別居の別	海外留学をしている場合の出国年月	住 所	監 護 相 当 の 有 無	生 計 費 負 担 の 有 無
キシワダ ジロウ 岸和田 次郎	子	平成 令和 17・6・1	同・別	年 月	兵庫県西宮市〇〇町1-1	有・無	有・無	

[注意]
「監護相当の有無」及び「生計費負担の有無」がいずれも「有」の場合は、本請求書と併せて「監護相当・生計費の負担についての確認書」をご提出ください。
(児童の兄弟等と児童の合計人数が3人以上)

増 額 し た 理 由	ア. 出生 イ. その他（ ） ク. 児童の兄弟等の生計費の負担をしなくなった ケ. 父母指定者でなくなった（児童の生計を維持する父母等の帰国） コ. 児童自立生活援助を受け、里親等に委託され、又は児童福祉施設等に入所若しくは入院するに至った児童と同居しなくなった（単身赴任の場合を除く） その他（ ）
-------------	--

出生の場合は、児童の生年月日を記入してください。

事 由 の 発 生 し た 年 月 日		令和 ・	
備 考	※ 認 定 ・ 改 定 ・ 却 下	認定・改定・却下 年月日	※認定・改定 年月
	令和	令和	
	※手当月額		
		第3子以降分	円
		3歳未満 上記以外	円
		計	

太枠内の欄（色付きの欄）は記入しないでください。

- ◎ 裏面の注意をよく読んでから記入してください。
- ◎ ※印の欄は、記入しないでください。
- ◎ 字は、楷書（かいしょ）ではっきり書いてください。

注意

- 1 この用紙は、受給者が養育（監護し、かつ、生計を同じくするか又は生計を維持することをいいます。以下同様です。）をする児童（18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者をいいます。）または経済的負担（監護に相当する日常生活上の世話及び必要な保護並びにその生計費の相当部分の負担を行っている場合）のある 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日から 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者に異動があり、その結果、児童手当等（児童手当及び特例給付をいいます。以下同様です。）の額が増額又は減額する場合に、その増額又は減額の原因となる児童について記入の上、提出してください。
なお、児童手当等の額が減額する場合は、「監護の有無」及び「生計関係」の欄は記入する必要がありません。
- 2 児童が海外に留学している場合は、「海外留学をしている場合の出国年月」の欄に、いつから留学しているか（出国した年月）を記入してください。
- 3 「住所」の欄は、住民票上の住所を記入してください。
- 4 「加入している公的年金等の種別」の欄は、3 歳に満たない児童がいる請求者に限り、請求の日における公的年金制度の加入の状況について、次により記入してください。
ア 加入している公的年金制度について、「ア」から「ウ」までのいずれか該当するものを○で囲んでください。「ウ」を○で囲んだ場合は、（ ）内にその年金の名称を記入してください。
イ 「ア」を○で囲んだ場合で、第四種被保険者又は高齢任意加入被保険者（これらの者が保険料を自ら全額負担している場合に限り、ます。）であるときは、当該欄の余白に「四種」又は「高任」と記入してください。
- 5 「生計関係」の欄は、次によって記入してください。
① 「同一」は、児童が受給者自身の子である場合や受給者が未成年後見人又は父母指定者である場合で、受給者がその児童と生計を同じくしているときに○で囲んでください。
② 「維持」は、児童が受給者自身の子でない場合で、受給者がその児童の生計を維持しているときに○で囲んでください。
- 6 増額又は減額の原因となる児童の兄弟等欄の「監護相当の有無」の欄は、監護に相当する日常生活上の世話及び必要な保護をしている場合には、有を○で囲んでください。
- 7 増額又は減額の原因となる児童の兄弟等欄の「生計費の負担の有無」の欄は、当該子が受給者の収入により子の日常生活の全部又は一部を営んでおり、かつ、これを欠くと通常の生活水準を維持することができない場合には、有を○で囲んでください。例えば同居であって子の学費や家賃・食費相当の負担の少なくとも一部を親が負っている場合、別居であって親が学費や生活費の一部を仕送りしている場合等が該当します。
- 8 「増額した理由」の欄は、「ア」又は「イ」のいずれか該当するものを○で囲み、「イ」を○で囲んだ場合は、その理由を具体的に記入してください。
- 9 「減額した理由」の欄は、「ア」から「シ」までのいずれか該当するものを○で囲んでください。「シ」を○で囲んだ場合は、その理由を具体的に記入してください。（※「コ、児童自立生活援助を受け、里親等への委託又は児童福祉施設等への入所若しくは入院」については、児童自立生活援助を受け、委託又は入所若しくは入院が 2 月以内の期間を定めて行われたものである等一定の要件に該当する場合は該当せず、額改定届を提出する必要はありません。）
- 10 「事由の発生した年月日」の欄は、「8」又は「9」の事由の発生した年月日を記入してください。
- 11 この請求書には、児童手当等の額が増額する場合は、増額の原因となる児童について、次の書類を添えて提出してください。なお、当該書類により証明すべき事実を公簿等（マイナンバー制度による情報連携を含みます。）によって市町村長が確認することができる場合は、当該書類は省略することができます。
① 児童又は児童の兄弟等が他の市町村（特別区を含みます。）に住所を有する場合は、その児童又は児童の兄弟等の住民票の写し又は住民票記載事項証明書であって、その児童又は児童の兄弟等が世帯主である場合にはその旨、その児童又は児童の兄弟等が世帯主でない場合には世帯主との続柄が記載されたもの
② 児童が海外に留学をしている場合は、当該児童が日本国内に住所を有しなくなった日の前日まで引き続き 3 年を超えて日本国内に住所を有し、教育を受けることを目的として外国に居住していることを明らかにすることができる書類
③ 児童が受給者自身の子であり、受給者がその児童と別居している場合は、受給者のその児童に対する養育の状況を明らかにすることができる書類
④ 受給者が未成年後見人である場合は、当該事実を明らかにすることができる書類
⑤ 受給者が父母指定者である場合は、当該事実を明らかにすることができる書類
⑥ 児童が受給者自身の子でない場合は、父母とその児童との養育関係及び受給者とその児童との養育関係を明らかにすることができる書類（受給者が未成年後見人又は父母指定者である場合を除く。）
⑦ 生計を同じくしない配偶者等と別居し、児童と同居している場合は、当該事実を明らかにすることができる書類
⑧ 3 歳に満たない児童がいる受給者が被用者であるときは、当該事実を明らかにすることができる書類
⑨ 児童の兄弟等の欄の「監護相当の有無」及び「生計費負担の有無」がいずれも「有」の場合は、当該欄に記載した子に係る監護相当・生計費の負担についての確認書
⑩ 児童の兄弟等について「監護相当の有無」及び「生計費負担の有無」がいずれも「有」の場合に、児童の兄弟等が海外に留学している場合は、当該児童の兄弟等が、日本国内に住所を有しなくなった日の前日まで引き続き 3 年を超えて日本国内に住所を有し、教育を受けることを目的として外国に居住していることを明らかにすることができる書類